

一般第 1477 号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県倉敷市中島1395番地

法人名 株式会社田中商会

氏名 代表取締役 田中 剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを次のとおり証します。

令和 6年 2月22日

倉敷市長 伊東香織



|           |  |
|-----------|--|
| 1 許可番号    | 第 11 号   |
| 2 許可の有効期間 | 令和 6年 4月 1日 から<br>令和 8年 3月 31日 まで  |
| 3 事業の範囲   | 収集運搬業（以下のとおり）<br>1 取り扱う一般廃棄物の種類<br>(1) 事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ）<br>(2) 家庭ごみ（一時多量ごみに限る。）<br>2 積替保管施設の有無 有 |
| 4 収集運搬の区域 | 倉敷市内に限る。ただし、真備地区で発生したごみは、吉備路クリーンセンターに搬入すること。   |
| 5 許可の条件等  | 裏面のとおり。  |

## 許可の条件等

- 1 一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い及び指導要綱第7条で規定する処理基準及び第15条で規定する遵守事項を遵守すること。
- 2 事業ごみのうち、燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみを市の処理場に搬入する場合は、これらを分別し、市の清掃工場に搬入すること。
- 3 事業ごみのうち、可燃性粗大ごみを破碎せずに搬入する場合には、市の清掃工場で破碎を行うこと。
- 4 事業ごみのうち、資源ごみは民間の再生資源化施設に搬入すること。
- 5 一時多量ごみを市の処理場に搬入する場合には、倉敷市一時多量ごみの施設搬入に関する要綱第6条で規定する施設搬入の方法、第8条で規定する一時多量ごみの受入基準及び第9条で規定する遵守事項を遵守すること。